

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「日中韓における特許無効審判についての制度及び
統計分析に関する調査研究」報告書

平成 28 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

- ・中国では、書面審理よりも口頭審理の方に重きを置いており、口頭審理の前には、3人の審判官の合議体は口頭審理で何を議論するかについてある程度心証をもって検討していることが多い。代理人側も、口頭審理においては、自己に有利な見解であればそれを強化するようにし、不利な見解であれば陳述で心証を覆すべく主張を行う。
- ・合議体の役割などについての明確な規定はない。復審委員会が行政機関という位置付けであるならば、自らの見解を出すべきであると思う。ただし、委員会は当事者間の仲介者としての役割でもあるため、どちらかに偏ることや不公平となることは避けなければならない。私個人の考えとしては、双方の見解に基づいて、どちらの主張に説得力があるか合理的に判断するのがよいのではないかと思う。
- ・専利無効宣告請求は、裁判所とは異なり、行政手続であるので、中立性が重要であり、また効率が求められている。復審委員会は審理に関して全面的に責任を有し、委員会側が口頭審理の内容を制限することは無い。
- ・口頭審理では事前に証拠の認定があり、委員会は疑問点について意見交換を行い、認定を行う。また、必ずすべての請求について検討を行う。
- ・経験のある審判官は口頭審理などで心証を開示せず、疑問点について質問する。そして、多くの質問を行って当事者の考えを取り出すことを考えている。
- ・口頭審理において、証拠の認定は重要なプロセスとなる。証拠の真実性だけでなく、入手過程なども把握しておく必要がある。

(口頭審理の所要時間)

- ・口頭審理は通常1回しか行われませんが、長時間になることが多い。1時間～4時間くらいが多い。
- ・口頭審理は大体半日～1日(終日)行われる。
- ・口頭審理の時間は半日から長くて1日かかることもある。
- ・最近では、審決までの期間は6か月～12か月である。

4. 2. 4 専利権者の権利能力に関する無効理由について

現在、中国における専利無効宣告制度では、当事者適格に関する事項は無効理由として規定されていない。この点について質問した。

その回答としては、これらの事項は専利無効宣告請求ではなく、他の種類の裁判で問題となるべき事項である、これまでその事項が問題になったことはないため規定されていない、当事者適格に関する事項は出願時に問われる事項であり、事後的に能力が喪失した場合は考慮していないといったものがあつた。

(無効理由は特許の本質的な事項に関するもののみである)

- 中国の専利無効宣告請求は、権利帰属の紛争に関係なく、特許権の本質問題に関するものに限られる。当事者適格に関する事項は、審査時に特許庁でチェックされる。
- 特許庁では外国人の身分等の主体的資格に関しては書類審査のみであり、もしこの主体的資格に問題がある場合、権利行使の場面で問題となる。裁判所では主体的資格に関しては厳格に対応しており、資格が無ければ侵害訴訟の提起はできない。これは、審決取消訴訟でも同じである。
- 無効理由は特許（技術方案）に関するもののみである。権利能力主体に関するものはプロセス上の問題であり、実体的な問題ではない。このような問題は、裁判所で扱われる司法ルートで確認されるものである。
- 無効理由は特許（技術方案）に関するもののみである。権利能力主体に関するものはプロセス上の問題であり、実体的な問題ではない。このような問題は、裁判所で扱われる司法ルートで確認されるものである。
- なぜ裁判所で扱われるべきかという点、権利能力主体に関する内容は、技術というよりは法律的な内容のものであるため、法律のプロにより判断されるべきだからである。復審委員会は技術的な内容を扱う部門であるので、高度に法律的な内容の判断は難しい。出願段階の要件にもなっているが実際にその点に争いがある場合は、その部分だけは別に判断されることになっている。例えば、侵害訴訟のような訴訟で確認される。
- 権利帰属の問題は訴訟で解決するものであり、地方の行政管理部門（知的財産局）、行政の調停などに通常は提起する。
- 権利能力に関する規定は民事法にある。特許法には権利帰属に関する規定はなく、いわゆる冒認に関する規定もない。これらの争いは裁判で直接争う事項である。
- 中国特許法は、ドイツ法を参考にして作られているため、日本の法体系とは異なる。
- 中国では、権利帰属の紛争は、民事訴訟のルートで解決できる。PRB⁵は、権利帰属の紛争を処理する能力も持っていない。

- 条約の変更により外国人の権利能力が喪失するということは、確かに特許の無効理由ではない。その理由について当方は、次の二点を推測している。1) 法の過去不遡及原則に基づき、特許権者が特許出願を提出した際、特許出願の権利を享有していたならば、権利付与後、条約の変更があったとしても、権利者は特許権を享有すべきである。2) 実務において、これに類似する事件がなかったため、立法の際、この点に関する問題が考慮されていない。
- 無効理由は実施細則で実質的な規定がなされているが、この中に権利主体に関する規定はない。外国人はもともと出願する権利及び特許権を有する権利は認められており、事後的に条約違反といった状況になったとしても、特許権が発生した後は、特許法上そのまま維持される。

⁵ PRB : the Patent Re-examination Board (専利復審委員会)

(無効理由になくとも問題ない／問題が生じたことはない)

- 出願人は大抵中国と互いに合意（この場合は証拠が必要）又はパリ条約、WTO に加盟している国の出身であるため、特に問題が生じたことはない。
- 中国では、特許法は、特許の対象に対し授権すべきか否かを定めているのであり、権利の主体に関するものは他の法域の守備範囲である。ただし、出願時には権利主体の適格性が重視される（第 18 条）が権利化後に関する検討は特許法ではなされない。この点において、事後的にそのような状況が生じた場合問題が生じるかもしれないが、中国では、事後的に権利能力を喪失した場合（外国人など）、権利行使をすることができないため、問題は生じない。権利主体に関する問題は、冒認も含めて民事訴訟で争われる。
- 事後的に生じる事由は無効理由となっていない。出願時に主体的要件を満たしていれば、その後国籍等に問題が生じても影響はない。なお、権利行使の場面においては、権利能力の有無が審査され、問題がある場合は権利行使自体ができないため、無効理由として挙げられていなくとも問題は生じない。
- 特許法に規定がない理由は分からないが、このような状況がこれまで生じたことがないため、復審委員会は、権利能力に関する事後的な規定は不要であると考えているのかもしれない。冒認も無効理由ではない、この場合は地方の知識産権局に訴えることができ、主張が認められれば取り戻すことができる。
- 外国人に対しても中国国民と同等の待遇を与えているので、逆にこのようなことは考えていない。パリ条約や PCT に加盟しており、又は相互主義の関係が成立する国であれば、このようなことは生じない。
- 権利主体に関する事項は、拒絶理由ではあるが無効理由ではなく、出願時に形式審査の時に解決できるため問題は生じないし、実務上権利能力が問題になった事案はない。また、権利化後に、権利者が何らかの理由で権利能力を喪失したとしても、そのことに基づいて第三者が専利無効宣告請求を請求するというのも考えにくく、侵害訴訟の当事者としての資格もない。
- 権利者に関する無効理由はない。このような事由は審査段階（最初の書面審理の段階）で判断され、少なくとも出願人の国籍の国と相互主義の関係にあれば権利能力は認められる。なお、看過された場合については特許法に規定がないが、このような状況は生じたことがない。

(出願時に確認される事項である)

- 出願時に方式審査で検討される事項であり、出願人が証明する。営業所の有無、条約上の規定、相互主義により特許権を認める国などの要件がある。
- 出願時の審査はとて厳しいため、保証無く出願人にはなることができない。これは、特許法の第 5 条で規定されている。
- 専利無効宣告請求では、特許そのものが有効か否かのみ判断され、権利能力に関しては判断されない。例外としては、特許法第 20 条の秘密保持違反において海外で

出願したとき、権利能力が問題となることがあるが、これを審査するのは出願時のみである。

4. 2. 5 その他

(1) 中国におけるいわゆるトロールの動きについて

中国におけるパテントトロールの活動に関し、質問をした。多くは中国国内での活動はほとんどみられず、その理由として、賠償金が低額であることが挙げている。一方で、現在でもパテントトロールの活動はあり、次第に大きな問題となっているといった意見もあった。また、第4次専利法改正では賠償額の引上げが検討されており、これが導入された場合、今後トロールの活動が活発になることを懸念する意見もあった。中国特有の状況としては、個人発明家が多いことから、彼らが自己の特許権に基づいてロイヤリティや和解金目的で訴訟を提起する活動が多く、問題になりつつあるという回答があった。

(トロールの活動はみられない)

- ・パテントトロールに関しては中国国内で聞いたことはない。なぜ活動が無いかは、中国では賠償金の金額が低く、8 万元（100 万円）くらいが関の山だからである。弁護士費用をカバーできず利益が無いと考えられる。法改正で賠償額を高くするよう試みているようであるが難しいだろう。
- ・大きな問題となっていないのは、賠償金等が低いからであると考えられる。また、訴訟にかかるコストも数十万元程度と比較的低いため、特許権者は訴訟に応じても大きな負担ではない。ただし、今後は高額なライセンスや和解金などを狙った悪意の訴訟が増えてくると考えられており、大学等の有識者では議論がなされている。この過程でパテントトロールに関する認識も深くなってきている。
- ・現在は、パテントトロールのような活動は見られない。米国では巨額の賠償金が得られるが、中国ではそのような土壌はない。近年人々の知財知識や関心が高まりつつあり、賠償金なども上がっていく傾向にはあるが、それでも多くて100 万元くらいが限度である。また、証拠を見つけることも難しい。
- ・なぜ中国で活動がないのかについては、まず賠償額が高くないことと、証拠を挙げるのが難しいという点にある。実施していなければ損失がいくらになるかわからない。また、民事訴訟と行政訴訟も別であるので、民事訴訟を請求したら専利無効宣告請求も請求することになり、費用もかかる。特許法では、現在改正法の議論がなされているが、そこには、1～3 倍程度の懲罰賠償の規定がある。ただ今後どうな

平成 28 年 11 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における特許無効審判についての
制度及び統計分析に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>